平成２８年（フ）第３９号
岡山県瀬戸内市長船町福岡758番地２
債務者　三木　由貴（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
岡山市南区妹尾660番地
債務者　佐藤　秀明
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６４号
東京都狛江市元和泉２丁目29―１―202
債務者　小原眞知子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８９号
東京都江戸川区南葛西５丁目13―４
債務者　安田　純一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４９０号
東京都練馬区東大泉３丁目32―21―101
債務者　市川　卓馬
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２９号
神奈川県茅ヶ崎市本村３丁目５番10号　アクセス茅ヶ崎102号
債務者　日野　照男
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目16番22―103号　サンブリッジ西浜
債務者　竹崎　利恵
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目19番２号　グレイス鶴見中央502号室
債務者　田中　健司
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３号
静岡市駿河区池田2319番地の１号、住民票上の住所静岡市駿河区中吉田３番18号
債務者　南條　杏奈
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９号
静岡市駿河区みずほ５丁目14番地の７　コスモタウンみずほ203、旧住所静岡市駿河区用宗５丁目１番10―603号
債務者　富田　桂子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４０号
静岡県焼津市下小田１番地の１　エンブルネクスト焼津1003号
債務者　山本　眞弓
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１６号
神奈川県鎌倉市腰越５丁目10番６号
債務者　奥村　純一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１２５号
千葉県山武市松尾町木刀1342番地２
破産者　有限会社サンオートサービス
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
千葉県山武市蓮沼ニの4482番地２
破産者　和田　充之
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１８８号
群馬県吾妻郡嬬恋村鎌原大カイシコ1053―4052　浅間ハイランドパーク705、住民票上の住所東京都三鷹市井口４丁目18―27
破産者　稲葉　　隆
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１３２号
東京都江戸川区西篠崎２丁目８―12
破産者　川上　　登
1　決定年月日　平成28年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部